

細 則

第1条 日本内装材連合会会則第7条第1項にもとづく入会金並びに年会費の金額は次の如く定める。

会費基準	金 額	年 会 費
所属組員数 (1社当り)		10,000 円
賛助会員 (1社当り)		10,000 円

2. 入会金は理事会で定める。

第2条 日本内装材連合会会則第4条第5項および第8項にもとづく慶弔規定は次の如く定める。

- (1) 会員の所属組員代表夫妻の弔事には金壱万円と弔電をおくる。
- (2) 会員の通常総会には祝電と祝金1万円をおくる。但し会長が出席する場合には祝電はおくらない。
- (3) その他慶弔に関する事項については理事会がこれを必要と認めた事項についてこれを行う。
但し急を要する場合、事後承諾を受けることも得、この場合会長に一任する。

細則改訂 平成30年9月7日

細則改定 令和6年5月9日